

令和 8 年度新潟県立村上桜ヶ丘高等学校 2 年次修学旅行業務委託プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 業 務 名
令和 8 年度新潟県立村上桜ヶ丘高等学校 2 年次修学旅行業務
- (2) 業務目的
修学旅行の企画、準備、添乗及び必要な事務作業等を安全かつ円滑に行うことにより修学旅行の目的達成と成功を業務目的とする。
- (3) 業務内容
別紙「令和 8 年度新潟県立村上桜ヶ丘高等学校 2 年次修学旅行業務委託仕様書」のとおり
- (4) 委託期間
契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 見積限度額

一人あたり 120,000 円（消費税及び地方消費税を含む） 全ての費用を含め予算内であること。

3 資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。

4 参加申込及び提案資格の確認結果の通知

- (1) 参加申込
別紙様式 1 「参加申込書」を提出すること。
ア 申込期限：令和 7 年 4 月 23 日（水）午後 3 時【必着】
イ 申 込 先：問合せ先に同じ
ウ 申込方法：持参、郵送または電子メール（電子メールの場合、件名の最初に【修学旅行】と入力すること。以下同じ）
- (2) 提案資格の確認結果の通知
参加申込のあった全参加者に対し提案資格の確認結果を令和 7 年 4 月 25 日（金）まで文書（電子メール）により通知する。

5 募集要領の内容についての質問受付及び回答

本要領の内容に関して質問がある場合は、「質問書」（様式任意）を提出すること。

(1) 質問受付

ア 提出期限：令和7年4月17日（木）午後1時【必着】

イ 提出先：問合せ先に同じ

ウ 提出方法：持参、郵送または電子メール（様式任意）

電子メールの場合は、11に記載の両アドレスに提出

(2) 質問回答

ア 回答日：令和7年4月21日（月）

イ 回答先：上記4により申込のあった全参加者に文書（電子メール）により通知する。

6 企画提案書等の作成要領

(1) 提出書類

ア 企画提案書

① 「業務委託仕様書」を踏まえ記載すること。

② 企画提案書はA4版とし、表紙に「令和8年度新潟県立村上桜ヶ丘高等学校2年次修学旅行業務委託提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。なお、フォントサイズは10ポイント以上とすること。

③ 参加者は1つの提案しかできないこととする。但し、催行できない場合の代替案の提示は可とする。

④ 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

イ 旅程表

ウ 見積書

見積の総額及び交通費、宿泊費、諸経費、保険料等の詳細を明記し、代表者印を押印すること。（任意様式）

エ プレゼンテーション映像資料

7(1)のプレゼンテーションの際に使用する映像資料を事前に作成のうえ、提出可能とする（当日提示でもよい）。事前提出の場合、DVDに記録し、提出すること。

① プレゼンテーション映像資料は10分程度の内容とする。

② 映像のファイル形式はWindows10で再生可能なものであること。

③ 質問事項が生じた場合、担当者から随時、提案者に連絡する。

(2) 提出期限等

ア 提出期限：令和7年5月13日（火）午後5時【必着】

イ 提出先：問合せ先に同じ

ウ 提出方法：持参又は郵送

(3) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

7 審査要領

(1) プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書等をもとにしたプレゼンテーションを実施する。

実施日は令和7年5月14日（水）から16日（金）のうちの1日とする。具体的な日時は、4

(2)の提案資格の結果通知にあわせて連絡する。

(2) 審査方法

評価基準に基づき、審査委員会が提出された企画提案書及びプレゼンテーション映像資料および7(1)によるプレゼンテーションの内容を審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

(3) 評価基準（50点満点）

項 目	審 査 基 準	配 点
企 画 内 容	生徒の身体的な負担が少なく、仕様書の内容をふまえた企画である。	10
業 務 遂 行 能 力	業務の実施体制が整っており、事業実績も豊富である。 交通手段が効率的であり、かつ宿泊施設の利便性が高いものである。	10
事前・事後研修	研修内容が具体的のものである。 ねらいが明確で目的達成により生徒の成長が確認できるものである。	10
危 機 管 理	安全・感染症対策への配慮が十分になされているものである。 緊急時の対応が明確であり、現地の体制が十分である。	10
経 費	研修内容のねらいを達成するための適切な経費内訳となっている。	10

8 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書（電子メール）により通知する。

9 日 程

募集公示	令和7年4月14日（月）
質問受付期限	令和7年4月17日（木）午後1時
質問回答	令和7年4月21日（月）
参加申込期限	令和7年4月23日（水）午後3時
参加資格の審査・確認結果通知	令和7年4月25日（金）
企画提案書等の提出期限	令和7年5月13日（火）午後5時
審査結果通知	令和7年5月20日（火）

10 契約の締結

県立村上桜ヶ丘高等学校長は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。（契約書の作成要）

ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

11 問い合わせ先

〒958-0856 新潟県村上市飯野桜ヶ丘 10-25

新潟県立村上桜ヶ丘高等学校 TEL 0254-52-5201(代) FAX 0254-53-6810

修学旅行担当：（阿部 舞） E-mail abe.mai@nein.ed.jp

（中山純子） E-mail nakayama.junko@nein.ed.jp

12 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書、プレゼンテーション映像資料等については、提案者に無断で使用しないものとする。
- (3) 企画提案審査を行う際、必要な範囲において提案者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、企画提案書、プレゼンテーション映像資料等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式2「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の一部又は全部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に企画提案書を提出した者

エ 本要領2の見積限度額を超えた見積額を提案した者